

無歎愁之氣常咲云々

〔枕草子九〕きよげなる人の夜るは風のさわぎにね覺つれば久しうねおきたるまゝに鏡うち見てもやよりすこしゐざり出たる髪は風に吹まよはされてすこしうちふくだみたるが、かたにかかりたるほどまことにめでたし

〔牛馬問一〕神祖遠州高天神の城を責給ふ時討死の者ども首實檢遊しける中に、年の比十六七ばかりなる首のうす假粧にかね黒く長なる髪を結たれば、更に男女の差別しれざりしに、神祖仰せけるには、眼を明て見よ、瞳をかへして睨の中へ入て、白眼ばかりぞ見へたるに於ては女なり、瞳あきらかに見なば男なるべしと、御教に任て、眼を開き見るに、瞳の明に見へければ、男にぞ定まりぬ、其後相しれたるに、栗田刑部が寵愛の小姓に、時田鶴千代といひし、筋目も宜しきものに有りけるとなり、誠に可恐

〔二話一言十二〕池田氏筆記

一入江氏云、禁中ニテハ髪ニスベテカヅララカケルナリ、末ノ女中ハ、御所内往來シダキ時ハ、髪ヲ卷アゲ笄ニテ留ル、今時下部ニテ片ワケト云ハ、コレヨリ始ルトゾ、  
〔貞丈雜記人物〕一古下賤の者の妻などは、髪をあげてつものぐると云ゆひ様にして、白布にて頭を巻きたりとぞ、今も猿樂の狂言の時、女の形をして、白布にて頭を巻て出るは、古の風を傳へて、左様にする也

〔燕石雜志五下〕風俗或問、或問男女髪束さまの事は、曩にその説を聞き、嘗寛永中の遊女の古畫を見るに、髪をつかねず、衣服に摸様を染ず、明暦以後の畫像を見れば、髪を束たり、昔は婦人の髪を結事なかりしか、予澤解答て云、日本紀天武天皇十一年、夏四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髪、十二月三十日以前結訖之、唯結髪之日、亦待勅旨と見え、又和名鈔に、假髪和名須惠、髻音活、和名